

○北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の所管に係る北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規程

制 定 令和 5 年 3 月 20 日 監査委員規程第 1 号

監査委員は、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）第 11 条の規定に基づき、この規程を制定する。

監査委員が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規則（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合規則第 2 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（旧規程の廃止）

- 2 北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の所管に係る北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程（平成 19 年監査委員規定第 3 号）は、廃止する。